

の枠組みであるグローバル・アクション・プログラムの開始が改めて正式に発表されたというところでございます。

今後、文部科学省といたしまして、このあいち・なごや宣言をしつかりと踏まえ、ESDの取組を喚起し、世界へのESD教育がしつかりと普及するよう頑張っていきたいと思っております。

政府参考人（尾池厚之君） ただいま丹羽副大臣から御答弁があったとおり、百五十か国と地域から七十六名の閣僚級が参加をし、あいち・なごや宣言が発出されたことは極めて有意義であったと考えております。

また、外務省、文部省共催のサイドイベントにおきましては、国際的な発信力のあるアフガニスタンの女性教育指導者を招聘し、このサイドイベントや学生との対話につきましてはメディアにおいても多数取り上げられたところでございます。

荒木清寛君 最後の質問であります。ESDは、環境、貧困、人権等、多方面にわたる課題でありますし、かつ世界的な取組であります。政府としても、各省単独で取り組むのではなく、積極的に連携をしていく必要があります。今日は環境省は呼んでおりませんが、今後、政府、各省庁が連携をして、国内外のESDをどのように推進していく決意なのか、このことを外務、文科、両省にお尋ねをいたします。

副大臣（丹羽秀樹君） 私も、この会議の会議場に何度も出席させていただきまして、またその会議の実際に関わっている現場にも参加させていただきまして。

そういつたとき、やはり文部科学省だけではなくて、外務省、また環境省、さらに内閣官房まで含めて、本当に様々な省庁が連携して会議が、また特に愛知県や名古屋市とも、その前は岡山市でも開催されましたが、様々な自治体とも連携しながらこつこつたすばらしい会議を開かせていただくことはとても有り難いことだと思っております。これまでも内閣官房副長官を議長として、外務省、文部科学省、環境省の局長級の方々を構成員とする国連ESDの十年関係省庁連絡会議におきまして、国内実施計画の決定等の重要事項を議論決定させていただきまして。

政府全体でこのESDをより一層強力に推進していくために、新たな国内実施計画を策定の上、関係省庁でまた今後もしっかりと頑張っていきたいと思っております。

政府参考人（尾池厚之君） ESDが環境、開発、人権等、多分野横断的な課題に取り組むものでございまして、関係省庁が連携する必要があるとの御指摘は全くそのとおりであると考えております。

ただいま丹羽副大臣より御答弁のありましたと

おり、今回の世界会議の開催に当たりましては、文科省、環境省、内閣官房等と連携をして実施したところでございます。

外務省といたしまして、今後とも、関係省庁と連携をし、ESDに積極的に取り組むとともに、国外にも十分発信してまいりたいと思っております。

荒木清寛君 終わります。

田中茂君 みんなの党の田中茂です。

今回の日中首脳会談は、二〇一一年の野田首相、まあ首脳会談といいますが、二〇一一年の野田首相、二〇一一年の野田首相との会談以来であり、安倍政権になってから初めてでありました。この三年、冷え込んでいて打開のめどが立たなかった日中間、固く閉ざされていた扉を開くような一つのきっかけになったことは理解しております。

どんな場合でも、まず相手とフェイス・ツー・フェイス、顔を突き合わせて話をすることが相互理解やコミュニケーションの第一歩であると私も考えております。がしかし、幾つかの深刻な問題点を残したのではないかと私自身思っておりますので、その点について質問をさせていただきます。まず第一点ですが、この十一月七日に発表された日中関係の改善に向けた話し合い、いわゆる四点合意と十日に行われた日中首脳会談との関連性について質問させていただきます。

本文書の位置付けについては先ほど来お話があ

りましたように、基本的な認識としては、国際法上の履行義務の生じる国際約束、すなわち狭義の外交文書ではないと思いますが、本合意文書には日中双方で発表されている和文、先ほどおっしゃった中国文と、さらに英文の表現にそれぞれ微妙な違いがあります。その解釈ないし解釈に基づく行動の是非を巡って後々新たな問題が生じると私自身強く懸念しております。

そこで第一に、本合意文書の外交上、日中関係上の位置付けについて御説明をいただけませんでしょうか。また、こうした合意事項は、普通は外相会談や首脳会談後のファクトシート、合意文書として公表されるのが定例であります。なぜあって日中首脳会談以前に発表されたのかについて御説明もお願いいたします。

国務大臣（岸田文雄君） まず、これまで繰り返し述べてまいりましたが、日中間においては隣国であるがゆえに様々な問題が存在いたします。そして、こうした問題があるからこそ直接対話が重要であると申し上げてきました。そして、世界第二と第三の経済大国がしっかりと対話をするということ、関係が安定するということ、これは両国の国民にとって利益であるのみならず、地域や国際社会にとって大きな利益であるという考えにも立ってききました。

こうした認識に立って、両国の外交当局間で静

かな話し合いを続けてきた結果、この日中双方の意見の一致できるものについてまとめて公表するというに至った次第であります。

タイミングについては、この四項目としてまとめることができたので、その御指摘のタイミング、十一月七日のタイミングで発表することいたしました。これは決して首脳会談、外相会談のために発表したというものではありませんが、環境整備という意味においては大きな意義があつたのではないかと考えているところであります。

田中茂君 この会談前に公表されたというのはある意味意義があつたのではとおっしゃっていますが、これ、朝日新聞がちよつとこの件について書いておりますので、この件は後で私質問させていただきます。

次の質問なんですが、七日の岸田外務大臣の会見及び同日の植野中国課長の記者ブリーフでは、本合意は首脳会談を実施するための条件ではなく、APECのために合意を急いだわけではないと説明されていることは承知しております。がしかし、中国は以前から、日本側が、主要閣僚が靖国参拝しないこと、そしてもう一点が尖閣諸島における領土問題の存在を認めること、この二点を首脳会談の条件として執拗に主張してまいりました。そういう経緯があります。

にもかかわらず、今回中国側が首脳会談に応じたということは、中国側が条件につき譲歩したという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、合意文書内にあえて解釈の幅を残すことで中国側の条件を日本側がのんだということなのでしょう。お聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（岸田文雄君） 今回の四項目の発表につきましては、日中両国の間で関係改善に向けて現時点で一致していることについてまとめ、そしてそれを発表したというものであります。

よって、我が国の立場、考え方、従来から全く変わっておりませんし、その部分についてこの公表の中で何か触れているというものではありません。これは、今回、この発表において、この会談の前提として何かを譲ったとか立場を変えた、こういったことは全くないということは確認しておきたいと存じます。

田中茂君 この点でまた執拗に質問しても同じような回答が来ると思っていますので、この辺でやめておきますが、四点合意の第一項にある「四つの基本文書」に関する確認をさせていただきたいと思えます。これは単なる確認ですので。

基本的な確認として、この第一項でつたわれている「四つの基本文書」というのは、一九七二年の日中共同声明、一九七八年の日中平和友好条約、一九九八年の日中共同宣言、さらに二〇〇八年の

戦略的互恵関係の包括的推進に関する日中共同声明の四つを指すということですのでよろしいんでしょうか。

大臣政務官(宇都隆史君) 事実ベースでそのとおりでございます。

なお、この四つのうち唯一法的な規律として国際約束の法的拘束力があるのが、二つ目の平和友好条約のみでございます。

田中茂君 ありがとうございます。

次の質問として、四点合意の第二項「双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、西国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致をみた。」とあります。この四点合意の第二項には気になる記述が私としては二点ありますので、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

一つ目は、「西国関係に影響する政治的困難」という記述であります。言つまでもなく、現在の日中関係には、尖閣諸島の問題、靖国問題やアカサンゴを狙った違法漁民の複数の問題等あります。これらの諸問題のうち、「西国関係に影響する政治的困難」とは具体的に何を指すのか、お聞かせいただきたいと思います。あるいは、意図的に具体的問題を列挙、表記するのを避けたのだとすれば、その意味するところはどこなのか、御説明をお願いいたします。

大臣政務官(宇都隆史君) この四点合意の二項目めでございます。「政治的困難」という意味具体的なことをおっしゃいましたが、これは特定のテーマ、問題を指しているのではなく、日中間における全ての政治問題を意味しているものと理解をしております。

田中茂君 この件もある程度は想像は付くと思つんですが、二つ目の若干の認識の一致を見たという表現であります。ここで単に認識の一致とするのではなく、あえて「若干の」という一言を加えた意図はどこにあるのでしょうか。言い換えれば、若干の認識の一致があるならば認識の一致がないところはどこなのか、教えてください。

大臣政務官(宇都隆史君) この若干の一致を見たというところの御説明をさせていただきますが、日中間には、先ほど委員もおっしゃいましたように、様々な政治的困難が横たわっております。それを克服すること、お互いの考えも違つてところで容易ではないということは認識しているんですが、あくまで、それにお互いに取り組んでいく上で基本的方向性や姿勢、例えばお互いに戦略的な互恵関係の原点を見据えた上で対話を通じながら解決をしていくといった、そういう姿勢については一致しているところもあるという意味でございます。

田中茂君 四点合意の第三項なんですが、双方

は、尖閣諸島、東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致を見たとなっております。

今年は第一次世界大戦勃発から百周年を迎えます。それもあつて、尖閣諸島をめぐる日中間の緊張状態が依然として継続する中で、アジアの地域各国はもとより世界中の国々が、日中両国にらみ合いが偶発的に衝突する、そのエスカレートすることを強く懸念していたと私思っております。そうした中で、四点合意の第三項において危機管理メカニズムの構築を明記し、さらにその推進を首脳会談で確認したことは、これに関しては大きな意義はあつたと思っております。しかし、その一方で、合意文書の第三項は、その解釈につき議論の余地がある書きぶりがあるなされているのは、今日午前、午後と皆さんの質問で言われているとおりであります。

植野中国課長は七日の記者ブリーフにおいて、第三項にある異なる見解とは、その前文である尖閣諸島、東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについての異なる見解であつて、領有権問題についてはない、尖閣諸島に対する日本の立場に変わりはないと説明されております。

十一日には岸田外務大臣も、領土問題は一切存在しないという認識は変わらないと。先ほど来、同じことをずっと繰り返されていると思います。

しかし、異なる見解とは、中国が昨年十一月に尖閣諸島を含む東シナ海上空に防空識別圏を設定した問題などを挙げて、そうした課題において緊張状態があるとも述べられております。それに関しては理解できますが、中国側は同じようには理解していないと、私はそう思っております。

現に、在日本中国大使館大使の程大使、ホームページによると、岸田外務大臣の発言に対して早速、日本側の関連発言に対して、嚴重な関心と不満を表しますと、そのように述べておられます。

確かに、我が国の外務省が発表している合意文書は、素直に読み解けばそのような解釈になるのは理解しております。外務省の発表の英文の表現なんです、これは、「recognized that they had different views」であります。和文とほとんどこれは相違ありません。

しかし、中国外交部が発表している合意文書の英文は、「acknowledged that different positions exist between them regarding the tensions」となっております。

日本側が使っているレコグナイスは単なる認識を表していると思いますが、中国側が用いているアクノリッジは認めるという意味であります。す

なわち、中国側の英文表記では、中国側が主張している立場の違いを認めたと読めるようになっております。これは単なるニュアンスの違いではありません。今後の文言解釈に関わる大きな不一致ではないかとも思いますが、いかがでございますか。

国務大臣（岸田文雄君） これ先ほど申し上げましたように、今回の発表については、日中それぞれが日本語とそして中国語によって発表いたします。英訳についてはそれぞれ仮訳を行ったということでありますので、英文については何らすり合わせはしておりませんが、今回のこの発表、第三項目の内容につきましては、東シナ海のこの海域において近年緊張状態が生じている、このことについて異なる見解を有している、こういった認識を示したものであります。このことについては、日中間ですり合わせを行って、こうした発表を行った次第であります。

そして、御指摘の中で、中国大使館の反応について御指摘がありました、これは、私が記者会見の中で改めて我が国の立場についてと発言をいたしました。領土問題が存在しないという、その我が国の立場を改めて確認したことについて発言されたのではないかと受け止めております。ですから、この文書そのものに対する反応ではないと認識をしております。

田中茂君 中国大使館の程大使のホームページはその後の文書もありまして、主権に対する我が国の強い不満だと、そういうふうにおっしゃっております。

先ほど大臣おっしゃったんですが、英文については余り関心がなかったように思われますが、これは極めて大事なポイントでありまして、この英文を通してアメリカも各国もその文書を見ているわけでありまして、その点についても後で私、御質問しますので、次に質問させていただきたいと思っております。

先ほどのこの件についても質問なんです、今回の四点合意は狭義の外交文書ではないということとで、法的拘束力もなければ、双方に共通する英文、正文も作成されておりません。ゆえに、本合意文書には、日本外務省が作成した和文、英文と中国外交部が作成した中国語と英文の四つが存在し、双方の英文表記は統一していないわけでありまして。そのため、日中双方の英文表記の不統一を原因として、文書解釈の余地、曖昧性が残されており、それを基に中国側は今後不当な領有権主張を行って行くことが懸念されますし、当然だと、そう思っております。

このような懸念が容易に想像できるにもかかわらず、なぜ当局間で正文を詰めるという作業をしなかったのか、お聞かせください。

國務大臣（岸田文雄君） 今回の発表そのものについては、日中間でしっかりとやり合わせを行った上で日本語と中国語で発表をいたしました。内容についての理解は、先ほど御説明申し上げたとおりであります。

ただ、この英文について、それぞれが仮訳を行っているということについて御指摘をいただきました。その点につきましても、国際社会に對して引き続きしっかりと誤解のないよう説明はしていきたいと思えます。

田中茂君 ありがとうございます。

ただ、今、国際社会にしっかりと説明していくとおっしゃっていますが、現に国際社会はほとんど中国側の言い分を載せております。まあ、それは後でまた説明しますが。

くしくも十一月十一日付けの朝日新聞によれば、首脳会談に先行して事前合意文書をまとめているというアイデアは中国側から提起されたものと報道されています。これが事実であれば、文書解釈の曖昧性を残すという中国側の戦略に日本側が乗せられたのではないかと、そう思うんですが、あるいは、あえて文書解釈の曖昧性を残すことで意義があるとすれば、それによって日本側にもたらされるメリットとは何であったか、お聞かせいただきたいと思います。

國務大臣（岸田文雄君） 先ほども申し上げま

したが、今回のこの発表につきましては、日中国において、まず現状が大変厳しい状況にあるという認識の下で、関係改善に向けて努力を続けてまいりました。そして、静かな努力を積み重ねてきたわけですが、その結果として、今現在、日中間で合意できる、一致できる点についてまとめた、これが今回の発表の意味であります。

この発表のタイミングにつきましては、先ほど申し上げましたように、両国間ですり合わせを行い確認ができた、そのタイミングで発表したということでありませう。首脳会談、外相会談のために行つたというものではないということは確認しておきたいと存じます。

ただ、全体の環境整備という意味で大きな意味があつたということは事実だと理解しております。

田中茂君 中国メディアでは、今回の首脳会談について、日本側の求めに応じてやつたと、そういうニュアンスの報道が多く、四点合意についても、日本はこれまで中国との釣魚島問題に関する話し合いを一貫して拒絶し、主権に関する争いは存在しないと公言してきたが、四点合意によって新たな現実が形成されたと宣告するに等しいと表現されております。これは一つの中国側のメディアであります。

多くの中国人民がこつした報道に触れて自らの領有権主張の正しさを、彼ら自身の正しさですね、

正しさを再認識し、今後、尖閣周辺での領有権主張が一層激化する可能性が私は出てくると思っております。

さらに、海外メディアも、中国国営メディアの報道を多く取り上げております。例えば、チャンネル・ニュース・アジアという、これはインターネットでかなり多くのアジアの人に読まれておりますが、そのメディアを通して、中国の国営メディアは北京の勝利を主張したと報道しております。

外交なので、日本国内ではなく、他国を含め海外がどう見ているのか、極めて重要な視点であります。海外メディアへの対応も極めて大切なので、この点で、先ほど来大臣おっしゃっていますが、日本の主張を広めるように徹底的に広報活動を行つていただきたいと思います。

次の質問ですが、先ほど新たな現実があると中国のメディアでは言つておりましたが、尖閣周辺において中国船の侵入が常態化する、そのような新たな現実が継続するとするならば、APECに合わせ無理に首脳会談をすることはなかったのではありませぬか、お聞かせください。

國務大臣（岸田文雄君） 我が国は、従来から隣国であるがゆえに日中間には難しい問題が存在いたしますが、問題があるからこそ直接対話が重要である、特に高い政治のレベルでの対話が重要

である、こういったことを伝え続けてきました。こうした我が国の考え方に立った場合に、今回、日中両国それぞれの政権ができてから初めてのトップ同士の会談ができたこと、これは歓迎すべきことであると認識をしています。

ただ、これはスタートであってゴールではありません。そして、事実、おっしゃるように緊張状態は現実に存在するわけでありますので、これから今回の対話をスタートとして具体的な協力や対話の実績を積み重ねていかなければなりません。そのことを一つ一つ積み重ねることによって両国関係を安定させる、こういった状況をつくり出していかなければならないと思います。あくまでもスタートでありゴールではないということ、しっかりと肝に銘じながらこれから引き続き努力をしていきたいと考えています。

田中茂君 首脳同士が何度も何度も会うというのは極めて大事で、私もこの委員会でもその点については何回かお話しさせていただいたこともあります。

ただ、今回のこの件については若干ニュアンスが異なっております。というのはまた、日本政府側には今回、外的というか、米国ですね、あと内的には経済界、また今回総選挙を急に打ち出すことになりましたが、その件も含めて、APC期間中に何としても日中首脳会談を実現させ

たいという思惑があり、四点合意はそうした時間的制約の中で急ぎ足でまとめられたものではないかと、そのように勘ぐることもできますが、いかがでしょうか。

国務大臣（岸田文雄君） 先ほど申し上げましたように、我が国としては、難しい問題があるからこそ、高い政治のレベルでの話し合い、直接対話、意思疎通が重要だということをお話ししてきました。そして、この首脳会談のタイミングについて中国側と協議を行ってきたところであります。

話し合いの過程で、首脳会談実現のタイミングとして北京でAPC首脳会議があるということ、このことについては日中双方の念頭にあったということは否定いたしません。しかし、APCに合わせて無理に会談を実施したということはない、そうだった御指摘は当たらないのではないかと考えます。

田中茂君 要するに、今回の四点合意と形式的な首脳会談は、日中双方が外交的勝利を宣言し得る曖昧性を残すよう意図されたものではないかと、私自身、そう考えざるを得ません。

無論、政策当事者らが、習近平さん、軍部、対日強硬派の圧力を受けておられます、そういう体制の中で若干巧みに双方の主張を織り込む、そういう解釈の余地を残す合意文書の作成に苦心した

であろうということとは想像に難くないと思っております。しかし、そのような配慮によって中国側に更なる強硬的主張のための根拠を与えた可能性があることも否定できません。

その事実を謙虚に捉え、そうしたリスクを国民に対してきちんと説明しておくべきだと、私はそう考えております。このようなリスクを真摯に説明しなければ、国民は、今回の首脳会談が、アベノミクスが必ずしも目に見える成果となっていない中で、中国との経済関係を回復したい日本経済界からの圧力と、先ほども言いましたように、今回の解散・総選挙を見据えた政治戦略ではないかと、そういうふうに思うのではないかと、そう思っております。

そこで、この首脳会談のタイミングにつき、与党内でどのような議論が行われたのか、お聞かせただけませんか。

国務大臣（岸田文雄君） こうした日中間の対話の重要性については、従来から政府としまして、度々、中国側、そして国内に対しても説明をしてきたところであります。そして、日中の対話こうした首脳会談の開催等について様々な努力を行ってきた、その経過につきましては与党に対して機会を捉えて説明してきた、これは当然のこととあります。こうした説明を行い、そして様々な関係者には議員外交を始め様々な切り口で御協

力をいただいております。民間交流など様々な形で交流を通じましても御協力をいただき、環境醸成につなげていただいたと感じております。そうした多くの皆様方に御理解をいただきながら、今回、政府としまして、首脳会談、外相会談を実施した、こういつた結果につながった次第であります。

田中茂君 時間がないので、あと一点お聞きしたいと思えます。

そもそもこの問題、北東アジアの戦略関係を踏まえれば、四点合意の作成と日中首脳会談の実現には、米国を説得し、目に見える形で関与させるべきではなかったかと、私そう思っておりますが、その辺、お聞かせください。

大臣政務官（宇都隆史君） 最大の同盟国である米国に關してもこのアジアの安定というのは最大限の関心を払っているわけでありますが、恐らく委員の御指摘は、今回のこの四点合意あるいは日中首脳会談だけでなく、ちゃんと米国との歩調が合わせられているのかというような質問かとも受け取っておりますが、米国との間では日頃から様々な外交課題について緊密に連携をしているところでありませう。

また、先日、七日に行われました日米の外相会談におきましても、岸田大臣の方からケリー國務長官に対して、最近の日中関係の状況、これを詳

しく説明いたしましたして、ケリー長官からは前向きなものとして評価する旨の発言があったところであります。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、国際社会及び地域の安定と平和のため、引き続き、日米同盟を基軸といたしまして、その強化に努めるとともに、中国の間では大局的観点から戦略的互惠関係を進めていく考えでございます。

田中茂君 今まさに御答弁いただきましたが、この問題は、中国側は領土問題が存在すると認めたと解釈しているわけです。その合意文書を、今おっしゃったように、ケリー國務長官は歓迎すると言っているわけです。お互いの主張は言い合っているいいです、お互いの解釈でいいです。しかし、その合意文書、中国側は中国側の解釈も含めてこの合意文書を米国は歓迎すると言っているわけです。

この合意文書に關しても、より戦略的に米国と詰める必要があったと私は考えております。尖閣防衛のためにも米国を関与させるべきであったと強く主張して、私の質問は終わりにします。

小野次郎君 維新の党の小野次郎です。今日はPSIについて質問させていただきます。これは二〇〇三年以降新しい多国間協力の枠組みとして存在しているわけですが、余り議論された

ことがない問題ですので、是非今日はしっかりと質問させていただきたいと思っております。

まず、外務大臣にお伺いしますが、このPSI、イニシャルで言ってしまうていますけれども、これどついう協力の枠組みなのか、内容を御説明いただきたいと思います。

國務大臣（岸田文雄君） PSI、拡散に対する安全保障構想というものです。が、国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資の拡散を阻止するためのグローバルな取組であると認識をしております。

小野次郎君 それでは、大量破壊兵器というのは、核兵器とか、具体的には例示するかどうかのものですか。

政府参考人（中村吉利君） お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、核兵器、化学兵器、生物兵器といったものが大量破壊兵器というように認識されていると承知しております。

小野次郎君 二〇〇三年以降、我が国がこのPSI多国間訓練、主催した状況並びにこれまでの自衛隊部隊の参加実績、よその国が主催した場合の参加も含めて、その実績を両方お伺いしたいと思います。

國務大臣（岸田文雄君） PSIにつきましては、我が国の安全保障向上に資する取組であり、